

第三十三回
国会

参議院風水害対策特別委員会會議録第十五号

昭和三十四年十一月二十日(金曜日)午後二時四十六分開会

委員の異動

本日委員井上清一君辞任につき、その補欠として上林忠次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 稲浦 廉蔵君
重政 庸徳君
成瀬 頼治君
小平 芳平君
森 八三二君

委員

秋山俊一郎君
石谷 憲男君
江藤 智君
木村徳太郎君
古池 信三君
小山邦太郎君
斎藤 昇君
仲原 淳一君
西川甚五郎君
山本 米治君
吉江 勝保君
清澤 俊英君
栗山 良夫君
小酒井義男君
藤田藤太郎君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省管財局長 賀屋 正雄君
通商産業 政務次官 内田 常雄君

中小企業庁長官 小山 雄二君

本日の会議に付した案件

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業業者に対する国有の機械等の充公等に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(郡祐一君) これより風水害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日井上清一君が辞任し、その補欠として上林忠次君が選任されました。

○委員長(郡祐一君) これより通商産業省関係の法律案について、補足説明を聴取いたします。中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案及び昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案を一括して議題とし、補足説明を求めます。

○政府委員(小山雄二君) ただいま議題となりました両法案につきまして補足説明を申し上げます。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案につきましては、今回の災害に伴いまして、産業投資特別会計から中小企業信用保険公庫に對しまし

て十億円の融資を行なうということを内容としておるものでありまして、特に提案理由以外に補足して申し上げることはございません。

もう一つの昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案につきましては、補足説明申し上げます。

風水害等により被害を受けた中小企業業者の事業の再建に必要な資金の融通を円滑にするため、政府におきましては従来から中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工組合中央金庫の三金融機関の機能を十分に活用いたしまして、被害中小企業業者の事情に即した資金の融通をはかるとともに、甚大な被害をこうむった中小企業業者に対する事業の再建を促進するため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の行なう災害融資のうち小規模事業者、従業員三十人以下、商業サービス業五人以下のものをいっておりますが、小規模事業者に対する三十万円までの金額について貸付利率を年六分五厘に引き下げる等の優遇措置を講じてきたのであります。

が、本年度の風水害による中小企業業者の被害がきわめて大きく、その急速な立ち直りをはかるためには、優遇の度合いを高めるとともに総合的な対策を講ずることが急務とされるに至つたのであります。

このような事情にかんがみまして、政府におきましては、直ちに二百五十億円の財政資金を追加しまして、中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工組合中央金庫の災害融資のための資金を確保いたしますとともに、さらに従来の措置にかえまして、両公庫の災害融資については、本年十月三十日の閣議決定によりまして、一貸付先当たり百万円までの金額について貸付利率を年六分五厘に引き下げることとし、かつ、その適用範囲を両公庫の貸付対象となる全中小企業業者にまで拡大することとしました。

さらに、これらの政府関係金融機関の災害融資対策と並行しまして、災害地信用保証協会の保証能力の増強により、一般金融機関の中小企業業者に対する災害融資の円滑化に資するため、中小企業信用保険公庫の融資基金を十億円増額しまして、これを災害地信用保証協会に貸し付けることとしました。

同時に、中小企業信用保険法についても、災害融資にかかわる保険料率及びてん補率を優遇する等の措置をとることも必要であると認めるに至つたのであります。

中小企業振興資金助成法による設備近代化資金等の貸付のうち災害以前に貸付を行なつたものについても、罹災の実情に応じましてその償還期間を延長することが妥当であると考えたのであります。

この法律案は、政府の以上のような被害中小企業業者に対する事業再建促進のための総合的施策の實施に必要な利子補給措置並びに中小企業信用保険法及び中小企業振興資金助成法の特例を定めようとするものであります。

続きまして、法律案の内容につきまして要旨を申し上げます。この法律案は、第一条及び第二条においてその目的及び本法に規定する特例措置の適用対象を定め、第三条から第五条までは商工組合中央金庫の災害融資に対する貸付利率の引き下げに伴う政府の利子補給措置について規定し、第六条から第九条までは災害融資にかかる中小企業信用保険の特例措置を規定し、第十條において中小企業振興資金助成法による貸付金の償還期間延期についての特例措置を規定しております。

この法律案に定める特例措置の適用対象を規定した第二条第一号におきまして「政令で定める地域」とあります。これは昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により災害救助法が発動され、中小企業業者が被害を受けた地域を政令で定めることとしております。

商工組合中央金庫に対する政府の利子補給に関する措置を定めた第三条から第五条までの規定の内容は、被害中小企業業者に対する中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害融資について、本年十月三十日の閣議決定により実施した年六分五厘の特別利率の適用に関する措置と全く同様、商工組合中央金庫が第二条に規定する被害中小企業業者で、第三条の政令で定める全壊、半壊、流失、床上浸水またはこれに準ず

る被害を受けた中小企業者というように政令で定める予定であります。そういう指定被害中小企業者に対して、災害の日以降昭和三十五年三月三十一日、この三月三十一日も特に必要がある場合においては、政令で期日を延ばすことを考えておりますが、その延ばされた日までの間に貸し付けた再建資金のうち、被害中小企業者一人につき百万円、中小企業者団体の場合には、転貸資金の貸付については、転貸先被害中小企業一人につき百万円までの額に相当する金額の合計額、その他の貸付については三百万円、それぞれそういう金額までの額について、貸付を行なった日から三年を限り、その貸付利率を年六分五厘とした場合は、政府は商工組合中央金庫との契約に基づき、前記の金額の総額の限度二十五億円の範囲内で通常の貸付利率との差額を、商工組合中央金庫に対して利子補給することを定めたものでございます。

とすることを、中小企業信用保険法の関係条文の規定の読みかえに關して規定したものであります。

また第九条は、災害関係保証にかかるとする保険料率をそれぞれ通常の場合の料率の三分の二以内で、政令で定める率に引き下げることを規定したものであります。

第十条は、指定被害中小企業者が災害を受ける以前に都道府県から、中小企業振興資金助成法第三条第一項の規定に基づく貸付を受けたものについて、その災害の実情により都道府県においてその償還期間を二年をこえない範囲内で延長することができるとする特例措置を規定したものであります。

なお、商工組合中央金庫に対する利子補給契約の規定は、法文上当然この法律の施行前の災害についても適用されますが、中小企業信用保険法の特例を定める規定は、施行の日までに成立した保険関係については当然には適用しないので、付則において八月十四日と書いたわけでございます。

以上が法律案につきまします説明の補足でございます。

○委員長(郡祐一君) 以上で補足説明を終わります。御質疑のある方は順次御発言願います。

○森八三三君 中小企業金融は、今回の被災に關連いたしまして、非常に重要な使命と内容を持つていて、非常に重要な金、金利の面では六分五厘とか、相当緩和されていくけれども、その間に保証手数料とかいろいろなものを取っているというところで、表面的には六分五厘ということで、かなり中小企

業者の金融措置の上に裨益するようない形が出ておりますが、実際には中小企業者の受ける実支払額といふものは、調査料とか、保証料だとか、いろいろなことである。実際的には重い負担をされているという感じが言えるのではないかと。そこで何かそういうような保証手数料、あるいは調査料というふうなものについて、緩和をして参らなうか、あるいは何かお考えになつておられるのか。もしそういうことを考え、指導するといふことがあれば、それぞれの金融機関は要する経費がそれだけ食い込まれるのですから、そういうもの、あたかも措置がなければならぬと思つておられるが、そういう点について一つまとまつた構想なり考えを承りたい。

○政府委員(小山雄二君) それらの点につきましては、私もいたしまして、災害地の信用保証協会等を指導いたしまして、保証料、調査料の減免、それから保証限度とか、保証期間を通常より引き上げるとか、期間を延ばすとか、またこまかいことになりまして、手続等も簡素化するといふ指導をやつて参つております。現実に災害地関係の各都道府県でやつておられますことはたくさんございまして、一、二の例を申し上げますと、保証料、これもなかなかばかにならないのであります。現在やつておられます平均では、日歩五厘何毛ということになつております。相当これが金利に積み重なるわけでありまして、こういうものを、たとえ

ば愛知県、岐阜県等では六カ月間全免する。それから調査料、保証料……金融機関なんかに行きますと、中小企業は保証をとつていふといふ言ひますから、こういうものをみんなかぶつてくるわけでありまして、調査料等も一定の期間全免するといふ措置をとつております。これに對しまして、これまで信用保証協会、信用保険公庫等を指導いたしまして、現地の保証協会がそういう措置をとつたら、今度保険料を待つてやるというふうな措置をとる。保証協会が公庫に納める保険料の徴収を待つてやるというふうなことをやつております。なお、保証料等は、信用保証協会が一定期間全免するといふ措置をとります等の場合には、府県等が、あるいは金額あるいは半額は負担するといふような措置をとりました。これまた各府県等を指導いたしまして、保証協会等の努力に應じて、府県等もその補いをしてやるというふうなことを各府県とも実施してあるような次第であります。

○森八三三君 今表面に出ております保証手数料については、お話をうかがうに際して、保証協会等が相当に軽減するなり全免するといふ措置は、ひとり今回の災害だけではありませんが、昨年の狩野川台風の時にも、さらに謙早の災害のときにも、そういう施策はとられておられますが、調査料といふのは、これはなかなか表面に出てこないもので、そういう面では、実際的にはかなり高いものを負担しておられる事例があるように聞かれますが、それまで府県でめんどうをみるというよりも、なかなか実態的にはむずかしいといふことで、結局日歩四銭とか四銭五

厘の実質金利になつてしまふというやうな事実があると思つておられるが、そういう表面へ出てこない、機械的に五厘とか三厘とかという規定の定めぬもの、そういうものについて、相当めんどうをみてやらんといふと、頭隠して尻隠さずといふやうなことになると思つておられる。こう思ふのですが、これは非常にむずかしい問題なんですけれども、そういう点について、どういふ程度の措置がしてあるのか。その辺ももう少し具体的に承りたいと思つておられる。

○政府委員(内田常雄君) 森さんのお尋ねにつきまして、中小企業庁の長官から、信用保証協会の保証料あるいは信用保証協会の調査料を主とするお答えがありましたが、ただいまのお尋ねは、政府がせつかく中小企業金融公庫、国民金融公庫あるいは商工中金などについて百万円以下の小口融資に對して六分五厘というふうな低利を適用さしても、ほかに調査料のようなものを取り入れれば、とどのつまりは高い金利になるじゃないか、それはどうするか、こういうお尋ねのようでありまして、その点につきましては、中小企業金融公庫、国民金融公庫並びに商工中金といふのはいずれも政府機関でありまして、これまで一切建前上も調査料といふようなものは取ることになつておりませんし、また実際にも取つておりません。のみならず、中小企業金融公庫、国民金融公庫といふものは預金を扱かつておりません。これが一般の市中銀行その他の金融機関であります。三十万円借りに行けば、三十万円は貸してくれませんが、五十万円貸しつたといふと、そのかわりに二十万円だけはうちの方

に預けなさいということ、二十万円は安い日歩で預かつて、五十万円は高い日歩で貸すということ、実質金利が高くなるということもあり、これが政府関係機関は、そういう預け合いのようなことはいたしてあります。もつぱら貸す一方であり、借り手から、ただいま森さんのおっしゃるような心配はありません。ただ、今度の法律関係ではございませんが、私どもも気づくことでありますけれども、一般の世間の銀行でありますとか、あるいは信用金庫、信用組合などにおきましては、今私が申しましたような形で、三十万円借りに行けば五十万円貸す、そのかわり、二十万円は預け合いと言いますか、両建てのような格好で銀行へ預けさせて、安い利息しかつけないというふうなことをやることによつて、実質的には高い金利を取る、あるいはその歩積みと称して、せつかく一年あるいは二年の期限で融資をしましても、毎月一定の預金をさせるというふうなことで、森さんが心配されるような事象があることを私たちは非常に憂慮しておりますが、それらの一般金融機関に對しましては、御承知と思ひますが、大蔵省の方から嚴重に通牒を出しまして、今の歩積みとか、あるいは兩建て預金というのをしてはならぬということをやまして、最近はこのこれらの弊害もだんだん下火ではあるように思ひます。

に、一種の転貸手数料のようなものを取る場合があります。これは、公的なものであれば、またこれは組合が組合員と相談の上で自主的にやることでありますからよろしうございしますが、しかし、それも法外な転貸手数料を取るようなことであります。せつかく商工中金から安い金を貸しまして、末端の組合員等にその金が行く場合には、六分五厘じゃなしに、それがより高い金利になるということでは、政府の親心が何にもなりませんので、不当な転貸手数料を取るような事態があつてはいけませんので、十分に通産省、中小企業庁といたしまして、協同組合に對しまして、そのようなことのないように指導をいたしておる次第でございます。

〇森八三一君 確かに中小企業金融公庫とか、政府関係機関の段階においてはお話の通りであるとしても承しておられますが、そういうような機関がみずから直接に当業者に接するわけではなくて、今後段々お話があらまされたような信用組合とか、その他の金融機関に業務委託とか、仕事を頼んでおるといふ場合が多いと思うのです。その段階で表面的には取らぬことになつておつても、そういう經由機関と申しますとか、代理機関と申しますか、そういうところで実質的には行なわれておる。そこで、今次官がおつしやいますように、政府資金の融通に關する限りは、いかなる經由機関、いかなる代理機関を通そうとも、正規な、といひますか、認められておる——お話がありましたように、經由機関として、は当然一定の手数料といひますか、経費を受け取らなければ、これは事業は

できませんから、だから一定の公に了承されておる部分を取ることにはよろしいが、それ以上の調査料とか、いろいろな名目のものに政府資金を取り扱う場合においては、絶対にそういうことはさせませんというのを明確に言ひ切ることができぬのかどうか。借り手の方は弱いですからね。ですから、代理機関とか經由機関等から、表面はこうでございますが、こつちの面を一つ負担してもらふねと、どうも貸すわけにいかぬとか、調査がおくれますとか、ということになると、のどから手が出るほど忙がしい金ですから、往生してしまふということになる。実態は私は大いにあるじやないかと思ふ。でございますので、そういうことはあつてはならぬことですから、絶対にそういう場合には拒否してよろしい、そのために貸し出しがおくれるとか何とかいふ支障はないのだということとを明確に言ひ切れるかどうか。

〇政府委員(内田常雄君) 森さんの御意見もこの中にも一つでありまして、私も従来このことに一番関心を持つて参りました。御承知のように、国民金融公庫は貸出金の大部分——これは各府県に自分の支店がありますから、みずから貸しますから、代理貸しの部分よりも直接貸しが多いのでありますから、ほとんどその心配はないのであります。が、中小企業金融公庫の方は、今のところでは代理貸しがおもでありますから、森さんのお尋ねのような心配はあり得るわけでありまして、ところがこれらの代理店に對しましては、公庫から三分六厘程度の手数料を払つています。でありますから、調査料を別に取るということは全く趣旨が立ちませんので、これらの調査料とその他の名目のいかんを問はず、国が定めた金利以外のものを絶対に取るべきでないように指導はいたしております。が、お言葉でもございしますので、今回の災害金融等につきましては、せつかく低金利を政府が出すのでありますから、一そう肝心なことであります。それから、さらにその趣旨を徹底させるように努めたいと思ひます。ただ私は心配されますことは、調査料としては取らないが、代理店をやつておるところの信用組合なり信用金庫というものが代理店勘定とは別に、自分は信用金庫である、自分は信用組合をやつておるところの自分の金庫の方、信用組合の方に始終一つ取引を願ひたい、これから後預金をしてもらひたいということ、せつかくこの百万円の低利を六分五厘で出しておいたが、さつき私がちよつと触れましたように、直接の歩積みではあります。が、自分の金庫勘定、信用組合勘定の方へ別に毎月預金をしていくというふうなことを強制するということ、これは十分われわれもそこを見張つて考えなきやならぬので、この辺全然勘定は違ひますから、むづかしいことはあります。が、しかし、事は同じでありますので、そういう違つた方法で、政府の低金利の施策が別の方法で阻害されることがないように、これはもう十分に注意をして参りたいと思ひますので、御了承を願ひたいと思ひます。

〇森八三一君 その点を御指導は願つておると思ひますが、ときどきわれわれが審査をして成立せしめました法律なり、その法律に基づく政令、要綱等によつて承知をいたしておりますことをお話ししますと、実態はそうでないといふことをしばしば聞かれますので、今回の災害に對しまして、今次官のお話のような点を十分一つ徹底されるように御指導を願ひたいと思ひます。

立ちましたついでに申しますが、似たようなことが協同組合にあるようであります。つまり、中小企業協同組合が商工中金から安い金利で金を借りる。そすると、借りた中小企業協同組合は、それを組合員に転貸をする際

〇森八三一君 森さんのお尋ねのような心配はあり得るわけでありまして、ところがこれらの代理店に對しましては、公庫から三分六厘程度の手数料を払つています。でありますから、調査料を別に取るということは全く趣旨が

〇森八三一君 その点を御指導は願つておると思ひますが、ときどきわれわれが審査をして成立せしめました法律なり、その法律に基づく政令、要綱等によつて承知をいたしておりますことをお話ししますと、実態はそうでないといふことをしばしば聞かれますので、今回の災害に對しまして、今次官のお話のような点を十分一つ徹底されるように御指導を願ひたいと思ひます。

〇森八三一君 その点を御指導は願つておると思ひますが、ときどきわれわれが審査をして成立せしめました法律なり、その法律に基づく政令、要綱等によつて承知をいたしておりますことをお話ししますと、実態はそうでないといふことをしばしば聞かれますので、今回の災害に對しまして、今次官のお話のような点を十分一つ徹底されるように御指導を願ひたいと思ひます。

〇森八三一君 その点を御指導は願つておると思ひますが、ときどきわれわれが審査をして成立せしめました法律なり、その法律に基づく政令、要綱等によつて承知をいたしておりますことをお話ししますと、実態はそうでないといふことをしばしば聞かれますので、今回の災害に對しまして、今次官のお話のような点を十分一つ徹底されるように御指導を願ひたいと思ひます。

〇森八三一君 その点を御指導は願つておると思ひますが、ときどきわれわれが審査をして成立せしめました法律なり、その法律に基づく政令、要綱等によつて承知をいたしておりますことをお話ししますと、実態はそうでないといふことをしばしば聞かれますので、今回の災害に對しまして、今次官のお話のような点を十分一つ徹底されるように御指導を願ひたいと思ひます。

○政府委員(内田常雄君) これも私は森さんと同じ感じをこれまでも持つて参りました。一昨年までは中小企業金融公庫の代理店手数料四分二厘であつたと思います。昨年までは中小企業金融公庫の中小企業者に対する貸出金利といふものは九分六厘で、それを昨年九分三分に下げました。その九分六厘の時代に代理店手数料といふものが四分二厘であつたわけでありまして、それをだんだん下げて参りまして、私は多少違ふかもしれませんが、先ほど三分六厘と申しましたが、三分六厘程度に下がつておるはずであります。ところがこれについても、今森委員の御意見のように高過ぎやせぬかという御意見もあります。私は、私にもつともな点もあると思ひますが、どうしてこの手数料が定められているかと申しますと、これは普通の意味の代理店料の手数料の要素と、もう一つは中小企業金融公庫なり国民金融公庫なりに対しまして代理店として保証の責任を果したしておるのであります。これは中小企業金融公庫の場合であります。たとへば百万円代理貸しをいたしますと、その代理店が八十万円までは、つまり八割は保証の責任を任ずるといふ仕組みになつておりますので、保証料の要素に実は入つておるのであります。この点につきましては、私は私なりの意見として、中小企業金融公庫などの代理店をする場合には、物的担保は別に取れる場合があるから、代理店にそれだけの入割の保証をさせる必要はないのじやないか、この保証責任といふものでもできるだけ引き下げて、そうして代理店が一般中小企業者だれにでも、自分の取引関係のない新しい関係に入つてくる中小企業者にも

接触しやすいように、その保証責任といふものも八〇%よりもさらに引き下げるべし、その上そうすると保証用の要素が減りますから、代理店手数料といふものもさらに下げる余地がありはせぬかといふことを、実は私も森さんと同じような見地から主張して参つた一人であります。でありますから、一般論といたしまして、来年度は大蔵省とも打ち合わせまして、当該代理店たる金融機関の店舗の経費率もさらに十分洗いまして、三分六厘が高ければ、引き下げる余地があるならばさらに引き下げるということをして、ただこの際つけ加へますことは、今回の災害融資につきましては、必ずしも十分な担保を取り得ない場合がある、また取らない方がよい場合がある、そこである意味からすれば、平常時の貸し出しよりも代理店は危険要素がふえておるとも言えるのであります。そこでかような状況にもありながら、これはもう自分で他の金融機関から容易に金が借りられるものは、何も中小企業金融公庫、あるいは国民金融公庫の厄介になる必要はないのであります。担保のない苦しい者こそ政府関係機関がめんどうをみなければならぬ状況にありますが、で、担保の状況を実際に即してゆるめさせますとともに、代理店の保証責任をこの災害融資に限つて六〇%に引き下げました。かようなまあ状況にありますが、ことをつけ加へておきます。

○森八三三君 その場合といへども、この金融公庫の姿を通して行なわれておる協会も保証しておるのですが、中小企業金融公庫の代理店をする場合にも、その債務者は多くの場合に物的担保がなければ、満足される担保がなければ、協会のやはり保証を求めておると思ふのです。といひますと、大割だとか八割だとかいふ保証責任を命じておると申しまして、それが実際に存在しておるものではなくて、それが大部分を占めるのは保証協会によつてすでに保証されておるといふ姿ができておるのじやないか、だとすれば、そういうことを強く考えなくてはならないのじやないか、私は中小金融につきましては、そんなに詳しくは知つておりませんが、一般の農林漁業等の資金につきましては、いわゆる零細であるという点については同じなんです。そういう場合においても、そんなに三分何厘という手数料を与えておる政府資金はないのじやないか。それから保証制度といふものも、そういう場合には存在をしておらぬ。中小企業金融の場合には保証制度がある。その上になおかつそういう金利手数料的な存在が高いつつていくことがないか、特にならぬ点ではないか、災害に際しては格別にそういう点を考慮してやる必要がありはしないか、保証手数料等についてはお話しがございましたから了解いたしました。手数料的な存在についても相当考慮してかかるべきではないか、おそろく実態は満足させる物的担保がない、保証協会も保証をしないといふようなものに対しては、おそろくこれは經由機関は貸しませんよ。何もなくてすかんびんで行つて貸してちょうだいといふことも、貸してくる金融機関はおそろくなからうと思ふ。それぞれそういう点について心配はますますないといふ前提に立つて初めて行なわれるという金融が多い

のですから、そういう場合に全体としては十分考慮を要するといふように私は考へるのですが、いかがですか。

○政府委員(内田常雄君) これは一種の補足説明になるようでありまして、今度の災害に對しましては、政府の金融施策といひましては、実は両手使いをいたしておる。両手使いといひますのは、右手をもつて中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金等の政府関係金融機関の資金も財政資金をもつて充実して、これがみずから、あるいは代理店を通して罹災地の中小企業者に貸し出すといふことと、左手をもつてはこれらの三機関の中小企業者に対して貸し出す融資といふものは、大體從來の率でいきますと、せいぜい七、八、九の程度でありますから、一般の金融機関から中小企業者が金を借りなければならぬ場合が多いのであります。普通の銀行でありますとか、相互銀行、信用金庫、信用組合、それらに對して政府としては左手の方策として森さんの今お述べになりました中小企業信用保険公庫、その下に各県の信用保証協会といふものがあります。この信用保証協会の保証能力を充実する、たとえば今度政府が十億円の増資を信用保険公庫にいたしましたこの金は、保険公庫が全部これを災害地の信用保証協会に貸す金であります。同時に地方の方もこの各地の信用保証協会に出捐をいたしまして、そうして保証協会の保証能力を高めて、そうしてこれによつて一般の金融機関の金を罹災地の中小企業者のために動員しよう、こういふ両手使いを考へて金を伸ばして使おうといふわけでありまして、であります

すから、中小企業金融公庫なり国民金融公庫が罹災地中小企業者に金を貸します場合に、信用保証協会がまたそれを保証するといふことではこれは両手使いの伸びが少ないうわけでありまして、理論的には森さんのお尋ねのように、中小企業金融公庫、国民金融公庫が金を貸す場合に保証協会に保証させれば、代理店たる金融機関が保証責任を負う分はほとんどないのじやないかといふことになるのであります。が、理論的にはそれは信用保証協会を使うこともできますが、実際の運用指導をいたしましては、政府の資金が直接中小企業金融公庫なり、国民金融公庫から罹災者に貸される場合には信用保証協会の保証はないのだ。もちろん政府資金を使わずに、一般金融機関の金融を使う場合には、信用保証協会の保証あるいはその上の信用保険公庫の再保険という道を活用したい、こういふことになつておるわけでありまして、でありますから、實際問題としては森さんのお尋ねになることは今度の場合としてはあまりないはずであります。

○森八三三君 今回の場合についていふことでありますので、了承いたしますが、普通の場合におきましては、やはり保証を求められておるといふ場合が多いのです。だから今回は災害被災者が政府資金をいづれの機関を經由して貸りようとも、その場合はなけなしの十億円くらいですから、こんなものを増加してやつてもこれは流石に水でありますから、その左手に持つておるあたたかい施策は、政府資金のことに關する限りは利用しないといふ御指導になりますか。これは今まで国民金融公庫でも中小企業金融公庫でも、わず

か五十万円、八十万円借りようといえ
ば、保証協会の保証をとってきなさい
というところが信用金庫なり信用組合で
はおおむね言われておった。これを今
回はそうさせませんとおっしゃるなら
ば、その両手使いはまさに武威の威力
を発揮するでしょうが、今まで通りの
御指導ならダブって行なわれる。ダ
ブて行なわれるなら金利を下げても
いいのじゃないか、手数料を下げても
いいのじゃないかという議論に発展する
と思う。三分六厘を据え置くなら、政府
資金の貸し出しには、いかなる機関を
經由しようとも、代理貸しをしようと
も、その分に関しては、公庫から流れ
ていくものも追加してそうして行なわ
れている信用保証協会の保証は求めず
にやってみようのだ、そうした場合に、
そんなことなら貸し出しをやらぬと
いつて窓口を締められてはこれはまた
元も子もなくなってしまうのですか
ら、非常に問題になります。同じ精
神のもとに貸し出しをするが、この資
金に關しては保証は要しませんとい
うことはつきりなさいますか。

○政府委員(内田常雄君) この政府関
係の三機関のうちで、中小企業金融公
庫、国民金融公庫はもう政府機関その
ものであります。全部政府の出資でやっ
ておりますから、損をする場合にはこ
れは国が損をすることになるのであり
ます。なるべく損しないようにやって
はおりますが、でありますから、中小企
業金融公庫、国民金融公庫につきまし
ては、今私が申しましたように右手と
左手がダブって、殺されないようにい
たすつもりであります。商工中金は
御承知のようにこれは一般の中小企業
協同組合の出資とか、あるいは商工債

券を市中に売ってそれで獲得した資金
であります。正確に申しますと、商
工中金法という法律がありまして、政
府が監督いたしておりますから政府機
関であります。資金構成は民間の資
金の方が多いわけでありまして、商
工中金につきましては物的担保等がな
い場合には、信用保証協会の保証を求
めて、物的担保がなくても容易に罹災
者に貸し出しをしていくという方向を
とらざるを得ないと思ひますが、前二
者につきましては今回の場合につきま
しては、できるだけ政府出資の十億は
それが政府の財政投融資の方の資金を
貸し出す際と重なりて殺されてしまわ
ないように指導を進めて参るつもりで
あります。これは私の精神でありま
すし、また間違つてはおりませんが、
なお実務の方に当たつておりますとこ
ろの長官なり金融課長なりに補足説明
をさせます。

○政府委員(小山雄二君) 商工中金の
方はただいま政務次官のおっしゃつた
通りであります。中小企業金融公庫、
国民金融公庫については、直接貸し出
しはむしろ政府資金でございまして、
保証協会にいきなさいといふよう
なことはやっております。ただ
代理貸しにつきましては、先ほど政務
次官からお話ししましたように保証責
任をある程度負わしておりますから、
その関係で、市中金融機関あるいは商
工組合中央金庫に比べました場合には
ほんとうに微々たるものでございま
すが、従来代理店の方が保証を取つて
下さいますといふことを言ひわけです。
これも割合に実績は少のうござい
ます。ただ特に今回の災害につきま
しては、そういうことをしないようにとい

ことを指導しております。ただこの指
導の仕方が全然それをやつちやいかぬ
といふことを言ひますためには、保証
責任の問題とかから問題がある。それ
を何とかいたすか、あまりきつくして
いきなさいと、まあ融資額が融資すべき
ものをしないといふ面もあるわけで、
これは各中小企業金融公庫並びに国
民金融公庫一般的にそうでありま
す。個々の案件はよく相談してさうい
う無理なことはしないようにという指
導は十分やつていくつもりでございま
す。

○政府委員(内田常雄君) 森委員のお
尋ねに對しまして、先ほど私から代理
店手数料を三分六厘と申しましたが、こ
れは政府や公庫の方も森さんの御趣旨
と同じくだんだん勉強して代理店手
料を下げてきております。もう三分六厘
というは過去のことで、現在ではこ
うなつていくという資料が私の方に
届いております。一貸付ごとに三百万
円以下のものについては実収利息の三
分四厘の手数料、それから三百万円以
上のやや大口の貸付につきましては、
実収利息の三分、平均をいたしますと
三分二厘というものが大体の貸付手
料であります。三分六厘よりもだんだ
ん下がつて参りました。なおこれは森
委員の御趣旨もありますので、私ども
むだな手数料を払ふ必要がないよう
に、なるだけ中小企業者のための金利
を安くした方がいゝのであります。さ
ら、さらにこれは引き下げられる余
地があるかどうか、十分検討して参る
つもりであります。

○藤田藤太郎君 今の森委員のに關連
しての御質問ですけれども、今度の融
資のときに中小企業金融公庫の市中銀

行を通じての保証、要するに危険度は
普通は八〇%、それを今度は六〇%で
すか。

○政府委員(内田常雄君) さうでござ
います。

○藤田藤太郎君 そうなりまして、こ
れは今の現状はどうかというところ、中
小企業金融公庫が直接需要者に貸す場
合、ただ貸す場合の例があつたらあけ
て下さい。ちよつとそれを先にやつて
下さい。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業金
融公庫は、設備近代化といひますか、
中小企業そのものを主として
て、設備資金並びに長期の運転資金を
中小企業個々のものに貸す建前のもの
でありますから、代理貸しはもちろ
ん、直接貸しも、個々の中小企業者が
大部分であります。

○藤田藤太郎君 私のお尋ねしている
のは、中小企業金融公庫から個々の業
者に直接貸しするというのは、業種別組合
とか、そういう形で直接貸しをおやり
になつていくところがあるのかとい
うことを聞いています。

○政府委員(内田常雄君) 藤田先生の
お尋ね、わかりましたが、これはもう
直接貸しでも代理貸しでも、団体たる
と個人たるを問ひません。正として
中小企業の中でも基幹的なものと、
あるいは輸出産業につながるものと
か、それから必須産業につながるもの
とか、やや資金量の大きいものは、個
人の、個人といひますか、個々の企業
体、会社であります。直接貸しを
いたしております。ただ、残念であり
ますが、中小企業金融公庫は、たしか
現在本店を含めまして、全国で十一し

金融公庫は、それぞれもう百近くも自
己の店舗を持つておりますが、中小企
業金融公庫はそういう状態でありま
すので、現在では代理貸しにたよつてお
る部分が非常に多いのでござい
ます。これは私も通産省の希望といひま
しては、大蔵省とも相談をいたしまし
て、毎年若干の予算を認めていただ
き、また国会の御同意もいただきまし
て、だんだん直接貸しのできる店舗を
広めていきたい、かように思つており
ます。

○藤田藤太郎君 直接貸しと代理貸し
の比率は、どれくらいになつておりま
すか。

○政府委員(小山雄二君) ちよつと手
元にあります資料は少し古いのです
が、五月末の貸付総額で千二百八十
億、そのうちで代理貸しが九百六十
億、直接貸しが百四十九億、その他
ちよつとちよつとありますが、前の開銀
から引き継いだものとかでございま
す。数字はちよつと合いませんが、ほ
んのわずかの数字でござい
ます。

○藤田藤太郎君 そこでお尋ねをした
いのですけれども、今の代理貸し、私
も中小企業金融公庫というものは、大
体貸付のこゝろ適用の項目がありま
す。これで貸し付けるものかと思つて
いたら、そうじゃなしに、代理貸し、
そうして八〇%の危険度合ひは代理店
に持たしてある。どういふ結果になつ
ているかといひますれば、直接中小企
業金融公庫の金は、本人が借りるとき
は利子を大体三割くらい払わなければ
金を借りられないといふのが現実の姿
だと思ひます。どういふ方法をやつて
いるかといふ一つの例をとりまして、
百万円借りれば三十万円まづその中

ら基金に納めなさい、その残った分を二年から三年、三年の間にその三年分の一カ月分を積み立て、自分には金がないから借りたのに、その頭金百万円なら七十万円残して三十万円置く、そしてあととはびしびしと取り上げていく、こういうことになりなさいと、総合してみますと、その利子が二倍以上三倍近くにもなるというふうな貸し方をいたしているのが現実ではないかと思えます。そして抵当物件は取る、こういうことです。そうすると今度は八〇％の危険度合いというものと関連してそういうことになっていきます。六〇％にお下げになつても同じような現実というものが生まれてくるのじゃないかと私は非常に心配をする。災害で百万円を六分五厘で貸します、代理店に危険度合い六〇％落としておつたら幾らか緩和するでしようけれども、事実問題は大きな小なり似たような格好で、市中の銀行の手を通じて災害を受けたものが金を借りる、中小企業の六分五厘のそのものはそのものであります。その証書や契約証書はそれであつても、その他それを取り巻く問題というものが解決されなければ、その中小企業金融公庫の金は貸されないうことになるのじゃないか、この今の現実から見ればそうなる。そういう点は、私は八〇が六〇に下がつたくらいでは貸し出しはできないのじゃないか、こういう非常に心配をするのです。だから具体的にどういう工合に——これは大蔵省の直接の關係ですけれども、通産省が具体的に中小企業を守つていける行政庁ですから、その具体的に守る方法を一つ教えていただきたい。

○政府委員(内田常雄君) このこともさつき森先生の御発言に関連して、私の方からもちよつと申し上げたわけがあります。今、中小企業金融公庫の貸し出しが、代理店貸し出しに多くをたよっているということになります。今、藤田さんの御せられたような結果が私は起こりがちだと思ひます。元来、中小企業金融公庫というのは、御承知のように預金はとらない金融機関であります。でありますから、百万円かりに五年の期限で貸しますと、これは半年分にいたしますと、毎年二回ずつその百万円が返される以外に銀行へ金を持つていくはずはないのであります。ところが、その代理店をやつておるのは、普通、金融機関であります。場合には、中小企業金融公庫にその歩みをさせるのではなく、自分の代理店である銀行の方の別口の預金を誘い込むという問題があるわけであり、百万円借りておるのに、毎月その二百万円ずつ持つていきなさいということ、償還金になるのではなしに、代理店銀行の方に預金として預けられる、こういうことになるわけであり、すから、この問題の根本的解決のためには、代理店貸し出しをできるだけ少なくして、そして自己の店舗を多くして、直接貸しをふやすという方法以外にないわけでありまして、しかしそれなかなかな一歩に自己の店舗をふやすということは困難でありますから、その過程におきましては、通産省及び大蔵省が協力して、代理店のさような一歩の歩み類似行為が行なわれないように、これを指導監督していく以外にないと思ひまして、これは私なども、従来中小企業金融公庫の方に非

常に関心を持つております国会議員として、政府当局にやかましく迫つてきたところでありますので、幸い通産省に私籍を置くことになりました以来、実は藤田先生と同じことをやかましく言つておるわけでありまして、でありますから、私などの感想から言いますと、中小企業金融公庫の金を、今まで代理店銀行と取引のないものが参りまして、取引のない人間に中小企業金融公庫の金を貸すよりも、自分が取引があつて預金でもしてくる中小企業者に世話をした方が代理店としては興味があつたわけでありまして、なかなか取引のない中小企業者が、中小企業金融公庫の資金を代理店に借りに行つても、言を左右にして取り合つてくれないう。そして自分の昔からの得意意さんの方に中小企業者の金を優先的に世話をするという傾向があるのではないかと、このことを推測される面があるものでありますから、私は藤田先生と同じ心持をもちまして、従来やかましく督促をいたしてきておりますので、この問題もぜひ一つ改善をするように進めて参りたいと思ひております。

○藤田藤太郎君 だからよくわかりました、次官のお気持は……お気持はわかりましたけれども、実際問題として、この災害者がお借りする現実の今日の問題として、六分五厘でどういう格好にしたら借りれますかということ、が聞きたいのです。

○政府委員(内田常雄君) それは今、藤田さんなり私なりが心配したこと、全部ではないのであります。今日これは私などの郷里、山梨県ではあります、相当災害を受けてまして、代理店には一般の代理貸しのワケとは別

に、災害貸し出しについては先にどんな貸してしまえ、あとからそれに応じてワケは幾らでもふやしてやるといういき方をいたしておりますので、地方ではやはり銀行にいたしても信用金庫にいたしても、信用組合にいたしても、門戸を張つておれば、それぞれの金融機関の社会的な信用というものもありまして、市町村長が罹災証明を出したり、企業がその代理店に行つた際に、これはまた今日の情勢ですと、なかなか断られない面もあつて、百万円までですと、取引がなく五厘の金を代理貸しをいたしましうし、またその際、別に自分の銀行に歩積みをしろということも、必ずしも条件には出してないと思ひますので、なおまたこれは、あの中小企業金融公庫の代理貸しをいたしますのは、地方銀行、信用金庫、信用組合ばかりでなしに、商工中金もまたその中小企業金融公庫の代理貸しをいたしてあります。商工中金の方ですと、これは政府が出資を持ち、また特別法がありまして、相当な監督をいたしておりますので、さような場合には、商工中金を通じて中小企業金融公庫の金を借りる、まあ商工中金固有の金を借りておられるのであります。しかし商工中金は、自分の災害融資もできるし、中小企業金融公庫の代理店としての災害融資もできますから、商工中金がフェアな条件で低利なものを貸すという現実が地方に起こりますならば、一方の銀行や金庫は、やはりそれに引かされて、自分の銀行や金庫では、政府のきめた条件では貸さない、別に手数料を取るとか歩積みを要求するということも、

地方の金融機関のやはり信用ということもありますから、これは相當の牽制を受けるので、藤田先生の御心配のようないことばかりではないと私は考へております。できるだけこれは一つ監督をいたし、この法律なり政府の今回の施策の趣旨がそのままストレートに中小企業者に参るようになつたように考へております。

○藤田藤太郎君 ありがとうございます。

○委員長(郡祐一君) 通産省關係の法律案につきましては、なお質疑があることと存じますが、後日に譲ることといたします。

○委員長(郡祐一君) これより大蔵省關係の法律案について補足説明を聴取し、質疑を行なうことといたします。

中小企業者に対する固有の機械等の充て等に関する特別措置法案について補足説明を求めます。

○政府委員(實業正雄君) ただいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する固有の機械等の充て等に関する特別措置法案につきまして補足的な御説明を申し上げます。

昭和三十四年九月の十五号台風を初めとして、同年八月の七号台風、同月下旬の集中豪雨等によりまして、愛知、岐阜、三重の三県、その他各地の中小企業者は、その施設に甚大な損害を受け、その復旧は容易でない状態にあります。

この法律案は、このような事態に對しまして、これらの災害によりその所有する機械等に損害を受けた中小企業

者に対し、普通財産である機械器具を、通常の場合よりも有利な条件で売り払い、貸し付けまたは交換することによりまして、これらの損害を受けた機械設備の復旧を促進しようとするものでありまして、昭和二十八年の水害または風水害の場合にとられました措置とおおむね同様であります。

次に、この法律案の概要について説明いたします。

第一に、国有の機械等の売り払い等を受けられるものは、昭和三十四年八月の水害または同年八月及び九月の風水害を受けた政令で定める地域内に事業所を有する中小企業者で、これらの災害によりその地域内の自己の事業所で所有する機械、器具に損害を受けたものであります。

対象となる災害は、八月下旬に石川、静岡等の諸県下を襲った豪雨並びに七号台風、十四号台風、十五号台風等によるものであつて、対象となる災害を受けた地域は政令で定めることになつておりますが、政令では、災害救助法適用地域とする予定でありまして、これは他の中小企業災害立法と同様の取り扱いをしようとするものであります。

次に、中小企業者を、当該地域内に事業所を有するものに限定いたしましたのは、当該地域の復興には、その地域内に事業所を有する者が最も直接に貢献できるものと考えたからであり、さらに、自己の事業所でその所有にかかると機械等に損害を受けたものに限定しましたのは、この法律案が中小企業者の稼働機械設備の復旧の促進を目的としたからであります。

第二に、売払い等の対象となるもの

は、普通財産である機械または器具で、政令で定めるものであります。普通財産である機械、器具と申しますのは、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び器具、重要な器具で、大蔵大臣の所管に属しているものとして、この法律案の特例措置の対象となるものとしてまず考えられるのは、在日米軍より最近返還された機械で、現在大蔵本省で保留しております四十二台と、九月八日及び十月十六日に東海財務局に配付いたしました九十六台を初めとして、各財務局に配付した二百五十六台のうち、また処分が決定しておらないものであります。

次に、従来売り払いまたは交換を希望する民間業者が選んだ残りの未利用機械が、全国では相当数あるものであります。このうち、災害復旧のために使用が可能であると思われるものがあるものであります。十月末日現在で財務局がとった報告によりますと、このような未利用機械のうち、中小企業の復旧に充てることができるものと認められるものは、機械約八百台、器具約百八十四万七千点があげられております。さらに、現在在日米軍が使用中のもので今後返還を受けるものにつきましては、優先的に被害中小企業者への売り払い等に充ててつもりであります。

なお、機械器具につきましては、政令で定めることとなつておりますが、これは被害民有機械等と同種という定めをする予定でありまして、この法律案の目的が、損害を受けた機械設備の復旧の促進にあることを考慮したものであります。

第三に、国有機械等を売り払い、もしくは貸し付け、または交換する場合

には、国有機械等の売り払い、もしくは貸し付けの対価または交換する国有機械等の価格につきましては、時価からその五割以内を減額することができることとなつております。なお、この場合に、時価から減額することができ

る金額の合計額は、被害民有機械等の損害の総額を限度といたします。これらの措置は、昭和二十八年の水害または風水害の場合にとられた措置におおむねならつたのであります。時価から減額できる金額を、被害民有機械等の損害額に限定いたしましたのは、この法律案の目的が、損害を受けた機械設備の復旧の促進にあることを考慮したものであります。現在その数も限定されている国有機械等を有効に活用して、被害機械設備の復旧を促進するためには、損害額による限定が必要であると考へたからであります。

第四に、この法律案は、昭和三十五年十二月三十一日限りその効力を失ふこととなつております。これは、この法律案による措置は、昭和三十五年十二月三十一日までの期間で十分その目的が達成されたと考へたからであります。昭和二十八年の災害立法の場合にも、翌年末限りでその効力を失ふこととなつておりました。なお、この場合に、法律の失効前になされた貸付の契約期間が法律の失効後にかかる場合に、契約期間中は、法律が失効いたしましたとしても、この法律案に基づく貸付関係が継続して有効であることはもちろんであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御

賛成下さいますようお願いいたします。

○委員長(郡祐一君) 以上で補足説明を終わります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○小酒井義男君 この特別措置法案の1とあります。この法案の最初一項です。一項の終わりから二行くらいに「当該事業所において損害を受けたその者の所有に係る機械又は器具と交換することができる。」と、こうしてあるのは、損害を受けた機械と同種の、同目的に使える機械と交換するという意味ですね。そこでござい

○政府委員(賀屋正雄君) 大体その通りでございますが、この同種といふのは、実は昭和二十八年に同様の立法がありましたが、やはり同種と限定をいたしておりましたが、二十八年当時は非常に小さな分類において同種といふことにいたしました。ところが、今回はこれは取り扱いによることでござい

ますが、ただいまは工作機械であります。これは国有財産法施行細則の別表に種類が列挙してございまして、たとえば工作機械でありますれば、旋盤と申しましてその中に普通旋盤、ターレット旋盤、正面盤とこまかい分類がございまして、前回には、このこまかい分類におきまして同種のものに限定しておりましたが、今回はそれよりも大きな工作機械でありますれば、もつと大きく旋盤、その他研削盤、ボール盤、フライス盤と、一段上の分類がござい

ますが、そのもので、その相互間において交換もできる、こういう取り扱いをいたしたいと考へております。○小酒井義男君 少しこの印刷したものと離れて実際の運用についてお尋ねしたいのですが、中小企業など特に小さいところにくくと、どこにどうい

う国有機械があるのだというようなことが徹底するかどうかということなんです。そういう方面に対する被害者に徹底をさせるような方法は、何か、どういふふうにおとりになつておるのか。

○政府委員(賀屋正雄君) ただいま大蔵省が普通財産として持つております機械、器具は、各財務局が、これは全国でございまして管理をいたしております。この財務局が持つております機械につきましてのこまかい明細がございまして、これを本省で集めまして、それぞれ被害地域の管轄しております局に送りまして、その管内の中小企業者に閲覧に供しまして、どうい

う機械がたまたま国有機械としてあるかという点を、十分周知徹底するような措置をとりたいと考へております。○小酒井義男君 そうすると、これからとらうのですか。私はこういふことが問題じゃないかと思うのです。どこに何があるというところがわかっておるような人は、比較的大きいとい

ますが、規模の大きいような事業体が多くて、そういう所が先に手続をとつてしまふということになると、小さい企業体の方で希望するようになつては、もうなくなつてしまつておつて、そうして必要な所へ渡らないで、どちらにも必要でしうが、必要の限度が非常に強い所に渡らないで処理されるという危険性がないかということをお尋ねは心配してゐるのです。

○政府委員(賀屋正雄君) ひとつともな御心配でございますが、その前に、先ほど申しました機械のリストは、も

うすでに配付いたしておるそうでございます。

それで、この機械の割当方法でございますが、これは御承知かと思いますが、国有財産特別措置法の九条に、従来とも、設備改善による合理化促進のためには三割五分引きで交換する制度がございまして、これを従来活用して参つておるのでございますが、まあ大体この制度によります場合の方法を今回もとることになると思いますが、局、本省におきましては、もちろん個々の業者にまで割当をすることはできませんので、大体機械を各財務局に配付いたしまして、財務局におきまして、今度はその管内の県別にこれを配付し、その県内の中小企業者の具体的な業者にどういふふうに配付するかという点につきましては、県の商工課あたりの意見あるいは業者の自主的な団体が大きい所あるようございまして、そういう所の御意見等に基づきまして、県で自律的に分けていただく、こういうことにならうかと思ひます。

○小酒井義男君 最後に、だいぶ以前の機械なんです、で、それがやはり今まで被害工場で使つておつた機械よりも性能やいろいろな点で同じといひますか、同じ以上のものが相当まだ残つておるものが、私は相当処分されていると思ひ、いいようなものが、ですから今残つておるものの中に、そういうものが今まだあるのかどうか少し疑問に思ひますが、どうなんですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 先ほど補足説明の中でも申し上げましたが、ごく最近駐留米軍から返還されます分には、相当性能のいい機械、まあそれ

ごく最近製造されます機械に比べれば落ちるかもしれませんが、まだ民間の方々のお使いになつておられる機械等に比べまして優秀だと思われる機械もあつたかと思ひまして、これが先ほど申しました九月八日に割り当てました分、それから十月十六日に割り当てました分と、それから最近それ以後に返還になりました分を合算しまして二百九十八台ございまして、この中には相当性能のいいものがあるかと思ひます。それにプラスいたしまして、先ほど申し上げましたように、各財務局から約七百台程度のものがあつて、中小企業者の災害復旧のために使ひ得るものとしたしまして報告されて参つておりますが、これはすでに先ほど申しました特別措置法の三割五分引きの制度を活用いたしまして、各業者が選ばれましたあとの残つたものでござい

ますのでありますが、しかしこの際、災害で相当な損害を受けた方々には、その中からでもまだ使える、役に立つというものも出てくるのではないかと思つておりますが、この方はあまり自信がございせんが、今後におきましても米軍に提供中のものは返つて参りますのがまだ相当お役に立つものがあるかと思つております。

○清澤俊英君 今、同様のものが、旋盤なら旋盤の中に、ずつと名前があけられましたが、それならかりにフライス盤、正面盤等と普通の削盤とかえり、こういう場合でもできる、こういうような御説明だつたと思ひますが、いわゆる旋盤に属するたぐいならどれとでもかえられる、これはちよつとおかしいあれになると思ひますが、全然性能の違うものですね。使用性能

の違うものです。今言われた名前のものは一々専門の所で使ひます。すると、前に持つていたものとかえるときに、同種というものは、それではちよつとこれは合わないのではないかと思ひますが……

○政府委員(賀屋正雄君) 厳密に申し上げますれば、旋盤なら旋盤、しかもその旋盤の種類によりましていろいろあるわけでございますが、その同じ種類のものに限るといふのが筋かと思ひますが、まあ国に持つておられますものをできるだけ民間のお役に立つようという考えから、その間に余裕を持たせまして、この際は大きく、工作機械であれば種類を問わず、工作機械という種類で同じであらばいい、工作機械に並ぶ分類いたしましては、電気機械、通信機械、土木機械、木工機械等とございまして、これらの種類で同様であればいいというこ

とで、なるべくこの法律を活用される機会の多いような計らいをいたしたいと考えております。

○清澤俊英君 それじゃ、ここで交換がありますね、交換したあとの分はどうなりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 原則としてくず化処分いたしますことになっております。

ますね。または第二条におきましても延納の期限を三年としておる。第一条では十年という延納の、むろん担保という問題が出て参りますようが、そういう工合になつて居るのですが、今度の法案でそういう中小企業事業者を救済する法律案としてはそういうものがない。たとえば工場がやられてしまつたようなところに売り渡すときに、一時代金でなかなか払えないという私は現実の問題が起きてくると思ひますが、そういうところはこういう工合にお考えでしょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) 売払代金または交換差金の延納の問題でございますが、これは二十八八年の実績を調べてみましたら、これによつた例が全然ございせん。まあ交換差金でありますので、金額も少ないといふことにもよろうかと思ひますが、この条文はこのように規定してございまして、これを適用した例はないようございまして。のみならず、この法律にこの点を規定いたしませんのは、そういうことと、それから現行法上におきましても国有財産特別措置法の規定によりまして、五年以内の延納ができることになつております。それから昭和三十一年に制定されました国の債権の管理等に關する法律というののござい

ますが、この二十五条の規定によりまして、一定の場合に履行期限を五年または十年以内に延期する旨の特約をすることができまして、このような他の法令の規定によりまして、最大十年まで延納の特約をする道がございまして、しいてこの法律に規定を設けなかつた次第でございまして。

よくわかりました。五年ないし十年の延納を他の法令によつてやる。しかしどうでしょう、気持の問題なんですか、けれども、今度国会にお出しになる法令はこの法律だけですから、これだけが下へ流れていくのでしよ、現地へ。そうしてそういう説明というものを十分にこれはしてあげないと、二十八八年の法令とこれと並べてみれば、条文上非常に差異があるといふことになりまふ。そうすると、ほかにあるからいいのだ。二十八八年の當時にもそういう法令があつたはずですね。だけれども、ことさらにここに入れて、やはり必要と認めてお入れになつたのだと思ひますが、これには入れてないといふことになると、受ける方の側からして問題がありはせぬかと私は心配する。それからもう一つ、二十八八年のとき、は、売払代金は——要するに、交換差金の方が多かったんで延納がなかつた。今度の事態と二十八八年の事態とは、風水害には違ひないですけれども、特殊な災害を受けておるのです。名古屋、愛知、三重について。そういうときに、やはり工場、事業所などの条件が多少私は違つた面も被害状況にあると思ひます。そうなるともう間に合はなくて、今度は交換差金ではないに、売り払いで売り渡しを受けるというより必要な要素が相当あつてくるのではないかと。そういうことになると、この法律では少し、内容は私は了解しますけれども、受ける方の側では少し、何じやないですか、足りないものを感ずるのではないかと。こういう工合に御説明をなさるのですか、地方に流すときに。

○藤田藤太郎君 その内容については

わけですか。

○政府委員（賀屋正雄君） 交換ないしは充り渡します場合の価格は、原則と

うけれども、少しくらい知識がありまし
ても、実際問題でそういうものがど
う充れておるか、どうなつておるか

意見の食い違いはないというふうに存じております。

○小酒井義男君　それから機械の種類

で大体うまく割当をしておられたよう
でございまして、今回希望がかなえら
れなかった場合は、次の割当で優先し

るものを優先的に扱うという精神的訓
辞に終わつちやうと、それはどうい
ふうにして扱われるのか。業者に、業者

というか、ほしい人がわかれば、それじゃこの次一つ待とうではないか、希望者の方にそういうリストが示されれば、それは今は競合しておるけれども、この次まで待つてもいいんじゃないかというものがわかるかと存じますけれども、今後そういうものが示されなければ、ちよつと話し合いがつかぬ場合があることを心配しておるわけですね。

○政府委員(賀屋正雄君) 在日米軍に提供中の機械は、三十三年度末で一万三千台もございまして、これが一体どういう内容のもので、どういう順序でいつごろ返ってくるかというふうなことは、とうてい予測できませんので、これをあらかじめ局を通じて、中小企業者の皆さんに御参考のためにお配りするということは、これはとうていできかねると思うのでございしますが、返還されましたというものを、これはできるだけ早く周知徹底させるだけの措置をとつて参りたいと考えておるのであります。

○成瀬幡治君 それは私も、返つてくるときに、一台とか二台とかいうこま切れで返つてくるようなことはいらないかと思ひます。しかし早急におやりになるといふのですから、たとえば期限を切つて、ある一定の数量に達したときに、こういうものが出てきたというふうなことになるのじゃないかと思ひます。で、早急におやりになるというけれども、そういうような公告あるいは公示をされるのは、一年に幾らやつても二度くらいになりはしないかと思つております。ですから、そういうようなことをおやりになるのか、

今局長が言うように、返つてきたら、一つ早急にやるというふうな形になるのか、この際、来年の六月とかあるいは八月にそれをやるんだとかいうふうな、おおよそのめどというものを私ははつきりされておいた方が、むしろ親切じゃないかと思ひますが、その辺はどうですか。

○政府委員(賀屋正雄君) わかりますれば、できるだけそういうふうに取り計りたいのでございしますが、何しろ米軍がいつどのような機械を返してくるかということが全然予測がつきませんので、返つて参りましたら、できるだけ参りたい、こういうふうな考えでおります。

○成瀬幡治君 そう言われると……私も一台や二台とは思ひませんよ。思ひませんが、せめて百台とか二百台とかいうように多数回まつて返つてくると思うのです。で、競合を、実際今度は大きいですから、工作機械なら工作機械の中でやられますから、そしてしかも値段が五割となつておれば、大体常識的に考えて三割見当になるのじゃないかと思ひます。時価で、それとすると、やはりほしい人が出てくると思うのです。競合した場合に、それをうまくさばっていくには、こういうふうなこともあるのじゃないかという一つの話として、在日米軍から今後返還されたものは、三十五年末までは有効で、優先的に取り扱つてから、これはこの際しんぼうしてくれと、こういうことになる、それじゃそういうものを、いつ知らしていただくのだと、そういうことを聞いたら、いやその時、そのつどになつてみなければ見当がつかぬと言ふようでは、おかしいこ

とになると思ひます。いいものがきたときに、悪く言えば財務局に手づるのある人、あるいは県の商工課に手づるのある人しかわからなくて、一般の、いわゆる団体に入っている人はいかもしれませんけれども、団体にも入つておられぬような人は、何ら知るすべがなく済まされてしまふことになると思ひますから、私は、やはりそうではなくて、昭和三十五年の何月ごろに一度、参りして昭和三十五年のまた十二月なら十二月に一度というふうなふうに示してやる方が、むしろ親切ではないか、こういうふうな考えている、その辺はどうですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 私が申し上げておりますのは、在日米軍が使つておられます機械の中身をお知らせするということは、これは無理だということをおし上げておるのでございまして、従来の例を見ておきますと、極端な場合には五台、六台というふうな、こまかい数字で返つて参つております。九月に割り当てられましたものは二百何台と割合まつておられますのは、これは御承知の通りで駐留軍が撤退いたしました、相当何十万坪という土地が返還になりました、それに伴ひまして返還されました機械が多かつたのでございしますが、そのほかは月に二台、三台というふうな、ほろぼち返還になっております。私どもは、これがある程度まつたところでリストを作りまして配付いたしたのでございしますが、まあこれをひんぱんにやれば一番いいわけにございしますが、一台二台のものを、そのつどあれするのいかかと思ひますので、できるだけ早くという趣旨で措置して参りたいと思つております。

ので、御了承いただきたいと思ひます。○成瀬幡治君 最後の一つ。今までこういうことがありまして、たとえば愛知県の場合に豊川の工廠に入ろうとしますと、最初に県の商工課へ行つて財務局で証明書をもつて、それから何というのですか、工廠に入つて行つて、そこで機械を見せてもらふ。そのときには機械のナンバーから何もかも示さないと、なかなか見せてくれなかつたわけですね。ですから業者の人から言へば、ほしいことはほしいのだけれども、手続きがあつちへ行つたりこつちへ行つたりして、さつぱりわからな

い、もつと言へば、それはAの工廠にあるのかBの工廠にあるのか、保管場所がはつきりされないことがございまして、非常に業者のほしい人が難儀をされたことがあります。従つて、今度は一つそういうことのないように、被害を受けたお方ですから、参りしていかうやつてやろうじやないかというお氣持があるならば、一つなるだけこういう事務がスムーズにいくなふうに、あなたの方から格段の一つ指導を、財務局なりあるいは商工課にしていた

で、これは希望でございします。○委員長(郡祐一君) 本案に關しては、なお質疑があると存じますが、これを後日に譲ることとしたしまして、次回は二十四日午前十時から開会することとし、まず厚生省関係の法案の審議を予定いたしておりますが、時間の状況により、自余の法案提出者の出席を求め、審議することにいたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十九分散会

昭和三十四年十一月二十六日印刷

昭和三十四年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局